平成２７年（フ）第２７号
鹿児島県鹿屋市寿１丁目17番５号
破産者　今和泉圭子
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第１１６９号
埼玉県川口市大字芝4961番地　グレイシー芝105
破産者　井上　静恵
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７７４号
宮城県多賀城市桜木２丁目４番４―213号
破産者　吉谷ひとみ
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４７３号
静岡県焼津市上泉612番地の122
破産者　本野　　博
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５１２号
静岡市清水区西高町13番21号　グレイシャスニシタカ102号
破産者　大滝　裕司
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３７７号
北九州市八幡西区南王子町９番２号
破産者　奥平　美香
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４９１号
福岡県筑紫郡那珂川町松木１丁目134番地(ラフォーレ松の木102号)、開始決定時の住所北九州市小倉南区徳力１丁目12番１号
破産者　一番ヶ瀬勇
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４１５号
仙台市太白区富田字上野中119番地の７
破産者　勅使河原輝男
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４８２号
宮城県亘理郡亘理町字西郷259番地７　グリーンパレス西郷103、従前の住所埼玉県三郷市東町145番地４
破産者　関根　正雄
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８０５号
仙台市宮城野区平成１丁目３番38号　イーストアベニュー203
破産者　高田　みか
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１０４号
宮城県大崎市鹿島台木間塚字福芦464番地29
破産者　志賀いづみ
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第１６１号
群馬県太田市成塚町150番地86　成塚市営住宅11―11号
破産者　ソヘル　アスラムこと　ＳＯＨＡＩＬ　ＡＳＬＡＭ
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第８１号
新潟県三条市下保内610番地
破産者　松澤美伊子
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第９号
富山県氷見市論田928番地
破産者　瀬戸　隆介
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第５４号
富山県高岡市福岡町荒屋敷15番地２
破産者　中島　理絵
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１０５４号
愛知県東海市富木島町伏見１丁目３番地の13
破産者　髙松　　幹
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２５１６号
大阪市北区浪花町13番28号　金馬ビル　401号室
破産者　稲生　髙善
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９５５号
大阪市平野区瓜破東３－３－４－101、住民票上の住所京都府宇治市五ケ庄日皆田40番地の38
破産者　酒井　寛英
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部